

会 見 年 月 日	令和5年10月17日（火曜日）		
担 当 課	消防本部予防課	（担当者名：門口）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6882	（内線：5206）	FAX：0791-45-0119

令和5年秋の火災予防運動の実施について

1. 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2. 内 容

(1) 実施期間 令和5年11月9日（木）から15日（水）までの7日間

(2) 実施機関 赤穂市消防本部（署）・赤穂市消防団

(3) 消防本部（署）が実施する事項

ア 広報活動

イ 住宅防火診断

実施期間：令和5年10月2日（月）～12月22日（金）

対象者数：643名（塩屋、西部、坂越、高雄、有年地区）

ウ 危険物移動タンク貯蔵所等の立ち入り検査

エ 消防訓練

事業所との合同訓練

実施場所：赤穂市加里屋1062番地 関西電力株式会社 赤穂発電所

実施日時：令和5年11月16日（木）10時00分～12時00分

オ 防火講習会等の実施

カ 住宅用火災警報器の維持管理

(4) 消防団が実施する事項

ア 広報活動

イ 自治会の防火指導

※(3)、(4)の詳細については別紙参考資料参照。

令和5年秋の火災予防運動実施要領

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2023年度全国統一防火標語）

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3 実施期間

令和5年11月9日（木）から11月15日（水）までの7日間

4 実施機関

赤穂市消防本部（署）・赤穂市消防団

5 消防本部（署）が実施する事項

(1) 広報活動

各種広報媒体を通して広く市民に訴える。

ア 報道機関への協力依頼

秋の火災予防運動の実施について、新聞等への掲載を依頼する。

イ 事業所への通知及び協力依頼

各事業所へ実施要領等を配布し、周知と協力を依頼する。

ウ 大型物品販売店の店内放送による広報

大型物品販売店の店内放送を利用した広報を依頼する。

エ 広報紙の発行

「広報あこう」により火災予防運動実施の周知を図る。

10月10日（火）発行

内容 放火火災防止及び住宅用火災警報器の点検等について

オ 防災行政無線による広報

秋の火災予防運動期間中、防災行政無線、防災メールを用いた火災予防広報を実施する。

カ チラシ等の配布

住宅用火災警報器の維持管理や住宅用消火器に関するチラシ等を市民に配布する。

キ 防火ポスターの掲示

事業所及び主要個所へ防火ポスターを配布し掲示を依頼する。

ク のぼり旗及び消防車両による広報

消防庁舎周辺に「火災予防運動実施中」ののぼり旗を掲出する。また、消防車両に「火災予防運動実施中」の蛍光マグネットシートを貼付及び広報車による巡回広報を実施する。

(2) 住宅防火診断

市内在住のひとり暮らし高齢者宅の訪問診断を実施し、住宅用火災警報器の設置状況及び維持管理状況を調査することで高齢者世帯における火災予防の啓発を図る。

実施期間 10月2日(月)～12月22日(金)

対象者数 643名(塩屋、西部、坂越、高雄、有年地区)

(3) 移動タンク貯蔵所等の立入検査

危険物の移送中、又は運搬中における災害の発生を未然に防止するため常置場所において立入検査を実施する。

実施期間 10月～11月実施予定

(4) 消防訓練

ア 火災通報装置による通報訓練

火災通報装置を設置している防火対象物において119番通報訓練を実施する。

実施期間 11月9日(木)～11月15日(水)

9時00分～17時00分

対象数 77施設

イ 事業所との合同訓練

実施場所 赤穂市加里屋1062番地 関西電力株式会社 赤穂発電所

実施日時 11月16日(木) 10時00分～12時00分

(5) 防火講習会等(届出、依頼等があった場合に対応)

ア 事業所の消防訓練指導

消防訓練の実施を促すとともに事業所が計画する消防訓練の指導要請に基づき、実態に即した指導を行う。

イ 自治会の防火指導

(ア) 防火教室の開催

日常火気を取り扱う機会が多い主婦等を対象に、火災予防の知識及び消火器等の防災機器の普及と設置を指導し、住宅火災の出火防止を図る。

(イ) 消火訓練の指導

自治会へ消火訓練の実施を促し、消火栓及び消火器等の使用方法を中心に指導し自衛防災隊の育成強化を図る。

(ウ) 老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の徹底

自治会等での消火訓練の際、消火器による事故事例を通じ適切な維持管理の普及、及び老朽化した消火器の更新を促進し事故防止を図る。

(エ) 消火器等の悪質な訪問販売や詐欺に係る予防策の周知

自治会等での消火訓練の際、消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売事例、及び詐欺等の事例を紹介し予防策の周知徹底を図る。

(6) 住宅用火災警報器の維持管理

ア 住宅用火災警報器の点検（設置状況、電池の確認）、10年が経過しているものに関しては本体の交換が推奨されている旨を広報する。

イ 各種講習会、防火教室及び消防訓練等で住宅用火災警報器に関するアンケートを実施し、設置状況及び維持管理状況の把握とPRを実施する。

6 消防団が実施する事項

(1) 広報活動

ア 広報用立看板等の設置

「火災予防運動実施中」の蛍光旗を分団詰所等に掲出する。

イ 地区巡回広報

分団管轄区域内を消防車両で巡回広報を実施する。

ウ 分団報の発行

分団報を発行し区域内全戸に配布し、出火防止を訴えるなどコミュニティ活動の活発化を図る。

(2) 自治会の防火指導

自治会が実施する初期消火訓練の指導を行う。